

平成16年度石狩市防災会議議事録

日時 平成17年3月1日(火)午後2時00分～午後3時00分

場所 石狩市役所 401会議室

出席者

【委員】 田岡克介、青野誠、四宮克、田中勝、鎌田照章、坪田清美、森本和博、細野敏彦、西原良一、青山ひろし、佐藤勝明、関口重則、佐久間崇、清野和彦、織田展嘉、上原敏幸、御坊田光彰、福井正、酒井敏一、伊藤英雄、青木陽二、関戸 琢也

【事務局】 白井俊、吉田宏和、浅野貴雄、矢野淳司

傍聴者 なし

議事 1. 石狩市地域防災計画の修正(案)について
2. 石狩市水防計画の修正(案)について

資料 資料1 石狩市地域防災計画(修正案)
資料2 石狩市水防計画(修正案)
資料3 石狩市地域防災計画修正事項要旨
資料4 石狩市水防計画修正事項要旨

議事録

【白井総務部長】 これより石狩市防災会議を開催致します。本日は何かとご多忙のところ、石狩市防災会議にご出席をいただき厚くお礼申し上げます。本日の司会をつとめさせていただきます総務部長の白井でございます。開催にあたりまして、本市防災会議会長であります石狩市長の田岡からご挨拶を申し上げます。

【田岡市長】 石狩市長の田岡でございます。本日は、皆様方には大変ご多忙の中、時間を割いてご出席を賜り厚くお礼申し上げますとともに日頃から石狩市の防災行政の推進にご協力をいただき、感謝申し上げる次第であります。また、昨年11月の石狩湾新港で起きたマリノオオサカ号の海難事故等では、小樽海上保安部・北海道が中心として各関係機関の連携により、被害の拡大を最小限に止めることができましたことを重ねてお礼申し上げます。さて、昨年は国内外を問わず、台風や地震など大きな自然災害が続きました。特に、新潟県中越地震や西日本・福井県を中心とした集中豪雨による川の氾濫やがけ崩れでは多くの死傷者が発生しました。また、昨年9月に日本中を縦断した台風18号は、各地に大きな被害をもたらし、本市におきましても、街路樹の倒木、家屋の損傷などの被害が生じ風台風の恐ろしさを見せ付けられました。そして、あのスマトラ沖地震では、約30万人の方々が行方不明となり、今もなお不明者の検索が続けられ、復旧活動もはかどらない状況であります。まさに、昨年は災害年でありました。こうした災害に備え、常日頃から防災対策を講じることは災害予防責任者として当然の責務であります。本市としましても、これまでの災害の教訓を生かし、自主防災組織の育成、災害弱者支援制度の創設、避難所運営訓練、生活物資等の備蓄事業、洪水ハザードマップの作成など各種防災対策を講じ、充実強化を図るよう努めているところであります。しか

し、言うまでもなく、災害は一自治体だけで対応することは困難なことであります。防災関係機関の連携を密にして、そして市民の協力を得て対処していかなければなりません。今後も関係機関皆様のご協力をいただき安全なまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。お手元にお示しております石狩市防災計画書及び水防計画書は昨年度から修正作業を進め、すでに各関係機関のご意見の集約を終了させていただいており、また、北海道防災会議との事前協議も整いましたので、本日の会議の運びとなったところでございます。本日は、石狩市地域防災計画及び石狩市水防計画の修正案の概要について担当の者から説明させますので、この機会に忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。なお、本年10月1日より厚田・浜益との合併を予定しておりますが、厚田・浜益は、崖くずれ危険区域が多くあり、また、広大な森林を抱えるなど新たな防災上の問題も出てきます。今後、10月までに新市地域防災計画案を策定し、本防災会議において、三市村の防災上の問題点の整理を図って参りますので、よろしくお願い致します。

【白井総務部長】 それでは、さっそく議事に入らせていただきます。これからは、会長（田岡市長）の進行で進めて参ります。

【田岡市長】 本日は、石狩市地域防災計画並びに水防計画についてご検討いただきます。まず、石狩市地域防災計画の修正案につきまして、事務局からご説明申し上げます。

【吉田総務部参事】 それでは、事務局から地域防災計画・水防計画の説明をさせていただきます。お手元の資料1～資料4を使って説明します。まず、地域防災計画についてですが資料1と資料3を使って説明します。今回の修正の大きな内容は、地震災害対策編を新設し、基本編と2本立てにしたことであります。その他主な改正点について順次説明をさせていただきます。資料3の「石狩市地域防災計画修正事項要旨」をご覧ください。要旨1の字句・文言の整理をしました。要旨2防災関係機関の名称の変更等を行いました。要旨3気象状況について平成9年以降を追加するとともに、月別の気象データを平成15年に修正しました。要旨4平成13年9月の台風15号、平成15年9月の十勝沖地震の災害記録を追加しております。要旨5石狩市水防協議会を廃止し、水防計画の調査・審議は石狩市防災会議で行うこととしました。基本編12ページの第3章第1節1をご覧ください。水防協議会の廃止についてですが、平成12年までは、本市の水防計画は水防協議会で調査・審議していましたが、水防法が改正され、事務の煩雑化を防ぐために、水防協議会を設置しなくても良いこととなりました。このため、本市では、水防協議会を廃止し、防災会議で水防計画の調査・審議を行うこととしました。要旨6災害対策本部の組織について、現行の行政組織に合わせて修正しました。16ページの第3章第1節別表2をご覧ください。災害対策本部の事務分掌について、見直しを図るとともに、石狩市の現行政組織に合わせて修正をしました。要旨7警戒体制会議の招集範囲を拡大しました。15ページの第3章第1節3をご覧ください。震度4以上の地震や大雨時でも甚大な被害の恐れがないときは、災害対策本部より1ランク下の警戒体制会議を設置していますが、その参集範囲は、従前は、助役、総務部長、水道部長、建設部長、経済部長、石狩消防署長でありましたが、その他に企画財政部長、生活環境部長、生涯学習部長を追加し体制の整備を図りました。要旨8災害時における住民組織の活動内容に、災害時要援護者の安全確認を追加しました。22ページの第3章第2節5をご覧ください。災害時における住民組織の活動内容に、災害時要援護者（災害弱者）の安否確認を追加したのですが、この制度につきましては、後ほど説明致します。要旨9防災ボランティアの種類、活動内容、活動拠点について具体的に記載しました。23ページの第3章第2節6をご覧ください。防災ボランティアについてですが、ボランティアの種類としては、専

門的ボランティア、一般的ボランティアに区分して、その種類・活動分野を具体的に記載し、また、活動拠点地を公民館として決めました。要旨10津波・気象予警報等の伝達系統図について1本化しました。23ページの第4章第1節6をご覧ください。津波・気象予警報等の伝達系統図についてですが、これまで、津波、気象予警報などは3種類の伝達系統図を用いていましたが、今回は別表2の「気象予警報等伝達系統図」1本にしました。要旨11重要水防区域に関し、北海道防災計画に準じて修正しました。49ページの第5章第1節1をご覧ください。重要水防区域についてですが、北海道水防計画に準じて修正を行いました。重要水防区域図は、P52をご覧ください。この区域は、毎年変わりますが、今後は軽微な修正として事務局で修正を加えていきます。要旨12石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成し、計画に掲載しました。同じく49ページの第5章第1節1をご覧ください。石狩川開発建設部の支援により、平成16年2月に石狩川、当別川、豊平川が氾濫した場合の、浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)原案を作成しました。53~60ページをご覧ください。このハザードマップは、対象とする河川は、石狩川・豊平川の洪水予報区間および当別川の直轄区間です。これら3河川の洪水規模は、石狩川、豊平川で概ね150年に一度と予想しており、総雨量は石狩川流域の3日間で260mm、豊平川流域の3日間で310mmとなっています。当別川の直轄河川については概ね100年に一度が予想され、当別川流域の3日間総雨300mmが予想されています。浸水時のランクは5mから5mまで50cmごとに区切り、5ランクとして、それぞれに複数系統の色を使って表示しています。このハザードマップの作成により、避難場所として使用できない場所が2カ所(石狩川右岸地区の美登位地区と北生振ふれあい研修センター)です。この2カ所の避難場所については、洪水時には使用しないこととし、代替えの避難場所として2カ所新たに設けました。また、60ページにありますように、50年、58年の過去の浸水実績を掲載しております。このハザードマップは、本日の承認を得た後、石狩市防災マップとして、市内各戸に配布する予定です。要旨13急傾斜地崩壊危険箇所5箇所、土石流危険渓流2ヶ所について地図の掲載をしました。49ページの第5章第1節1をご覧ください。急傾斜地崩壊危険箇所についてですが、平成13年に土砂災害防止法が施行され、その危険箇所の調査結果が、北海道から示され、本市では、急傾斜地崩壊危険箇所が5カ所、土石流危険渓流箇所が2カ所指定を受けました。その地域について、今回、計画に記載するとともに、防災マップに記載して各戸配布します。なお、この指定を受け、直ちに該当する町内会に説明会を行い、避難場所(五の沢ふれあい研修センター)が1カ所この地域にあったため、直ちにその避難場所を廃止しました。要旨14雪害対策として大雪対策マニュアルを策定しました。64ページの第5章第2節5をご覧ください。雪害対策として大雪マニュアルを策定し、各対策部の活動内容や関係機関との連絡方法等について定めております。資料編の2ページをご覧ください。災害が発生するおそれのあるときは、災害対策本部を設置し、職員の配備体制をとり、道路情報等について関係機関から情報収集、市民への周知を行い、そして、災害弱者宅の安否確認や除雪を行うこととなります。このため、スノースコップ等除雪器具の備蓄を行っております。要旨15自主防災組織の訓練支援等について具体的に記載しました。67ページの第5章第6節をご覧ください。自主防災組織の育成について、具体的に記載をしております。本市では、石狩市自主防災活動推進要項(資料4)を作成し、町内会を単位とした自主防災組織の設置、育成を推進し、災害発生時の被害軽減に努めることとしております。平成16年12月1日まで、世帯数でいうと86%の組織率であり、道内で一番の組織率と言われております。これら、組織に対する支援として、防災資機材と資機材保管庫の貸与を行うとともに、訓練の支援を行っております。これらについて、明記しているものであります。要旨16災害時要援護者(災害弱者)に対する支援制度を新設しました。70ページの第5章第7節をご覧ください。災害時要援護者、所謂、災害弱者に対する支援制度を新設したものであります。この制度は、高齢者や障害者など自力避難困難な方が市に申請し、市はその名簿を町内会長、民生委員・児童委員に渡し、平常時や災害時の安否確認に利用するものです。地域

の方々に避難場所まで誘導します。これは、個人の情報を第三者に渡すものですが、申請者の同意に基づいて行っており、個人情報保護上問題はありますが、取り扱いには十分な注意を行っております。なお、年2回、住民の基本台帳や外国人登録原票との照合を行い更新を行うこととしています。要旨17本部の非常配備に関し、職員の配備体制を強化しました。73ページの第6章第1節1をご覧ください。本部の非常配備に関し、職員の配備体制を強化したのですが、その主なものとしては、これまでは、震度4の地震発生の場合、警戒態勢会議を開始する規定しかなく、各対策部の参集規定はなかったのですが、昨年の十勝沖地震の教訓として、震度4の地震発生の場合の各部対策部の参集規定を明記しました。震度6以上の地震が発生した場合に、予め定められた市職員6名は、避難場所に参加する避難所参集体制について整備しました。要旨18避難場所の見直しを行いました。78ページの第6章第3節4をご覧ください。避難場所の見直しを行ったものであり、その内容としては、施設廃止等に伴う指定解除5箇所、土石流危険渓流指定に伴う解除1箇所、洪水時の避難場所として新規指定2箇所があります。要旨19避難場所への避難は、町内会単位で指定された避難場所に避難することとしました。78ページの第6章第3節4をご覧ください。避難場所への避難については、町内会単位で指定された避難場所に避難することとしました。従前は、最寄りの避難場所に避難することとしていたが、町内会の顔見知りが集まるほうがスムーズに避難所運営ができることから町内会単位としました。町内会毎の避難場所は、防災マップに明記して各戸に配布して、周知徹底を図っています。要旨20避難場所の円滑な運営を図るため、次のことを定めました。78ページの第6章第3節6をご覧ください。避難場所の具体的な運営方法についてですが、避難場所の円滑な運営を図るため、次のことを定めました。先ほど説明しましたが、市職員による避難場所参集体制の確立、避難場所運営マニュアルの策定、避難場所への防災行政無線の計画的な設置、非常食・応急生活物資等の避難場所への計画的な配備、避難場所運営訓練の実施等について記載しておりますが、それぞれ既に実施しているものであります。要旨21重傷急性呼吸器症候群対策を新設しました。95ページ第6章第9節5をご覧ください。重傷急性呼吸器症候群(SARS)対策についてですが資料の20ページをご覧ください。本市では、一昨年、全国的に感染事例が確認された後、直ちに「石狩市SARS対策マニュアル」を策定し、その対応方法についての規定を設けたものであり、今回、そのマニュアル防災計画に記載したものであります。要旨22広域応援要請計画を新設しました。123ページの第6章第20節をご覧ください。広域応援要請計画を新設したのですが、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、本計画を定めたものであります。要旨22事故対策計画を新設しました。137ページ第9章第1節～第6節をご覧ください。事故対策計画を定めたものであり、海上災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模な火事災害対策計画、航空災害対策計画を新設したものでありこのほか林野火災対策については、従前からありましたが、内容の充実を図ったものであります。地震災害対策編についてですがこれまでは、基本編しか整備していませんでしたが、この度、地震災害対策編を策定したものであります。その主なものについて説明致します。要旨23地震被害想定調査結果の掲載2ページ第3章の地震被害想定調査結果の掲載についてですが、本市では、平成12年度に石狩地震が発生した場合の、被害について調査をしました。その結果について記載したものであります。要旨24災害予防計画、応急対策計画についてですが4ページ第5章にあるその他、災害予防計画を新設しており、資料3の修正事項要旨にもありますように、災害予防計画の新設をしました。内容については地震に強いまちづくり、津波災害予防計画、火災予防計画、危険物等災害予防計画、建築物等災害予防計画、液状化災害予防計画、食糧等の調達、確保及び防災資機材等整備計画、避難救出計画、災害弱者対策計画、積雪寒冷地対策計画、地震津波に関する防災知識の普及啓発、市民の心構え、自主防災組織育成計画、応急対策計画の新設、応急対策活動、地震津波情報の伝達計画、避難救出計画、自主防災組織推進計画、食糧供給計画を新設しました。以上で事務局より説明を終わります。

【田岡市長】 ただいま事務局より説明をしましたが、何か質問がありましたらお受けいたします。質問がないようですので次に石狩市水防計画について、ご説明申し上げます。

【吉田総務部参事】 水防計画の修正につきましては、石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域図、洪水ハザードマップを作成し計画に掲載しましたことと、地域防災計画の修正内容をもとに同内容箇所を修正をしております。以上で事務局より説明を終わります。

【田岡市長】 ただいま説明をしましたが、何か質問がありましたらお受けいたします。質問がないようですので次にその他として何かありましたらご意見をいただきます。その他、質問が無いようですので以上で議事進行を終わります。なお、本日ご検討いただいた原案につきましては、このまま知事との本協議を進めて参ります。本日は、お忙しい中本市防災計画及び水防計画のご検討をいただき、ありがとうございました。

【白井総務部長】 以上をもちまして、石狩市防災会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。